

令和6年12月吉日
富士宮信用金庫

金利上乘せ型定期預金「冬の輝き」の商品概要変更について

令和6年10月23日(水)より取扱開始した金利上乘せ型定期預金「冬の輝き」について、ご好評につき下記の通り商品概要を変更させていただきます。

記

【対象商品】

- ・金利上乘せ型定期預金「冬の輝き」

【変更箇所】

- | | (変更前) | | (変更後) |
|-------|---------------|---|--------------|
| ・募集総額 | 70億円 | ⇒ | 90億円 |
| ・取扱期間 | 令和6年12月30日(月) | ⇒ | 令和7年2月28日(金) |

*お取扱い期間内でも、募集総額に達した場合は、その時点で募集を終了させていただきます。

*金利情勢の変更により予告なく変更・終了する可能性がございます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

業務部営業企画課

TEL : 0544-23-3117



金利上乘せ型定期預金

『冬の輝き』



預入期間 1年

年 **0.250%**

(税引後 年 0.199%)

預入期間 3年

年 **0.450%**

(税引後 年 0.358%)

預入期間 5年

年 **0.500%**

(税引後 年 0.398%)

※金利は令和6年10月23日現在（※金利情勢の変更により予告なく変更・終了する可能性があります）

お 取 扱 期 間	令和6年10月23日（水）～ 令和7年2月28日（金）
ご利用いただける方	新規預入していただく、個人のお客さまに限ります。
預 入 金 額	20万円以上1,000万円未満
募 集 総 額	90億円



創ります“夢あるあした”

富士宮信用金庫

<http://www.miyashin.co.jp>

担当店舗：

電話番号：

みやしん金利上乗せ型定期預金 商品概要説明書

令和6年10月23日現在

ご利用いただける方	・新規預入していただく個人のお客さまに限ります。
募集期間	令和6年10月23日（水）から令和7年2月28日（金）まで
募集総額	90億円（ただし、募集総額に達した場合、または金利情勢が大幅に変化した場合は取扱いを終了することもあります。）
定期預金の種類	自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期預金） 「スーパー定期」「スーパー定期300」※ATMでのお預入れはできません。
お預入れ ①お預入期間 ②お預入金額 ③お預入方法	・1年、3年、5年（自動継続） ・20万円以上1,000万円未満の範囲内（1円単位） ・一括預入
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	・固定金利 ・1年 0.250% 3年 0.450% 5年 0.500% ・自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年365日とする日割計算で6か月毎の複利計算します。
税金	・利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	・ありません。
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
中途解約について	・満期時まで、やむをえず解約された場合には、別途の中途解約利率が適用されます。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店もしくは当金庫企画部リスク管理課（9時から17時、電話：0544-23-3145）までお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会（電話：055-931-1848）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記企画部リスク管理課もしくは全国しんきん相談所（9時から17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫企画部リスク管理課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・預金保険の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・預金者が反社会的勢力に該当する場合には、預金口座の開設をお断りします。 ・金利の上乗せは新規契約に限ります。（書替継続には適用となりません。） ・お1人様1店舗でのお取り扱いとなります。